

資 料

資料1 留萌市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、留萌市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

資料2 留萌市子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、留萌市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の周知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(代理人の出席等)

第3条 会長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

3 代理出席した者には、報酬を支給しないものとする。

(会議の公開等)

第4条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置を行うことができる。

(議事録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

(3) 議事の経過及び概要

(4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 第2条から第5項までの規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

資料3 留萌市子ども・子育て会議委員

任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日

	氏名	所属	役職	備考
1	最上 由紀 もがみ ゆき	学校法人 旭川カトリック学園 留萌聖園幼稚園	副園長	
2	清水 ひろみ しみず ひろみ	留萌市民生児童委員連絡協議会	会長	
3	戸水 しょう三 とみず しょう三	留萌市手をつなぐ育成会	会長	会長
4	石井 美ゆき いし いみゆき	社会福祉法人 留萌市社会福祉協議会	事務局長	
5	田中 かつゆき たなか かつゆき	留萌市小中学校校長会	校長	副会長
6	八幡 洋子 やはた ようこ	留萌市青少年健全育成推進員協議会	相談役	
7	中 路 和也 なか みちかず	特定非営利活動法人 留萌体育協会	副理事長	
8	なが お尾 佳子 なが およしこ	特定非営利活動法人 NPOおたすけママくらぶ	副理事長	
9	た田 村 眞穂 たのむら まほ	よちよちサークル	代表	
10	また 村 春美 また むら はるみ	社会福祉法人 留萌萌幼会	専務理事	
11	ふく し えりこ ふく し えりこ	学校法人 萌愛学園 かもめ幼稚園	園長	
12	なか お尾 淳 なか およし あつし	留萌市PTA連合会	会長	
13	むら 村 上 雅彦 むら 村 上 雅彦	連合北海道 留萌地区連合会	会長	
14	やま 田 美さと やま だ みさと	保護者（公募委員）		
15	よし 田 千春 よし だ ち はる	保護者（公募委員）		
16	おに 塚 将 太 おに づか しょう た	保護者（公募委員）		
17	ほり 堀 ち 晶 ほり 堀 ち あき	保護者（公募委員）		

(敬称略)

資料4 留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、留萌市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び総合的かつ効果的な推進のため、留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業計画の施策の策定及び推進に関すること。
- (2) 事業計画を推進するための総合調整に関すること。
- (3) 事業計画における各事業の実施状況の把握及び公表に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関わる啓発に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子育て支援担当部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、子育て支援担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(委員)

総務部総務課長
総務部財務課長
地域振興部政策調整課長
地域振興部農林水産課長
市民健康部社会福祉課長
市民健康部保健医療課長
都市環境部都市整備課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会子ども発達支援センター長
市立病院事務部総務課長

資料5 留萌市子ども・子育て会議及び留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議開催状況

年月日	開催概要
令和元年 8月 7日	<p>令和元年度第1回留萌市子ども・子育て会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年7月1日現在の保育所待機児童数について 2. 人事異動の概要（令和元年8月1日付）について 3. 小規模保育事業の実施について 4. 幼児教育の無償化について 5. 留萌市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書について
令和元年11月19日	<p>令和元年度第2回留萌市子ども・子育て会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長の選任について 2. 留萌市子ども・子育て支援事業計画の概要について 3. 留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更について 4. 神居岩公園アスレチック遊具整備について 5. 留萌市道の駅基本計画（素案）の概要について 6. 小規模保育事業所の進捗状況について 7. 保育所利用状況等について 8. 幼児教育の無償化について 9. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和2年 2月13日	<p>令和元年度第3回留萌市子ども・子育て会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 留萌市子ども発達支援センターについて 2. 病児保育事業利用状況について 3. 保育所利用状況等について 4. 待機児童解消に向けた取り組み状況について 5. 令和2年度子ども・子育て支援に係る主要施策について 6. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年 2月14日	<p>令和元年度第1回留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年 3月19日	<p>令和元年度第4回留萌市子ども・子育て会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画について 2. パブリックコメントの実施について 3. 保育所利用状況等について